

第2章 情報公開制度の運用について

I 概況

平成22年度の公文書開示制度における請求者数は延べ1,093人、決定件数は1,186件でした。平成21年度と比較すると、延べ請求者数は789人から1,093人と304人、約39%の増、決定件数は964件から1,186件と222件、約23%の増となっています。

決定件数を実施機関別に見ると、土木部（288件→479件、191件の増、建築計画概要書や道路の区域変更図、工事実施設計書等）が最も多くなっています。

平成21年度と比較してみると、総務部（56件→60件、4件の増、庁舎清掃警備入札記録、プロポーザル審査結果等）、健康政策部（133件→176件、43件の増、医療法人決算書や食品営業許可業者一覧等）、林業振興・環境部（64件→90件、26件の増、工事実施設計書等）、で増加しています。

一方、会計管理局（24件→2件、22件の減）、警察本部（75件→22件、53件の減）、は減少しています。

II 公文書開示制度の運用状況

1 開示請求者の状況

開示請求者の状況は**表1**のとおりです。

22年度の開示請求者の延べ数は1,093人で、前年度と比較すると、304人（38.5%）増加しています。

表 1 開示請求者数及び内訳

年度	請求者数 (延べ)	請 求 者 内 訳			
		県内に住所を 有する個人	県外に住所を 有する個人	県内に事務所 又は事業所を 有する法人そ の他の団体	県外に事務所 又は事業所を 有する法人そ の他の団体
22	1,093	398	44	505	146
21	789	344	29	295	121
20	710	341	21	247	101
19	481	273	42	86	80
18	532	298	45	114	75
17	689	441	63	132	53
16	559	377	51	97	34
15	824	587	102	105	30
14	824	555	146	101	22
13	712	547	68	88	9
12	573	486	22	50	15
11	410	341	18	35	16
10	324	296	13	15	0
9	248	※ 平成9年度以前の内訳についてはデータなし。			
8	309				
7	96				
6	41				
5	35				
4	40				
3	35				
2	23				

2 公文書開示請求及び開示等の決定状況

公文書開示請求件数及び開示等の決定内容は、**表2**のとおりです。

請求件数に対する実質開示率は、21年度の99.7%から22年度は99.9%となりました。

※参考 「実質開示率」 = (全面開示+部分開示) ÷ (請求件数-存否-不存在-不受理-取下げ)

表2 開示請求件数及び決定内容等の内訳

年 度	請 求 件 数	決 定 内 容 等 (単位：件)							公文書写し の交付枚数	
		開 示	部 分 開 示	非開示	存否応 答拒否	不存在	不受理	取下げ	紙	そ の 他
22	1,186	746	306	1	4	65	0	64	76,606	8
21	964	471	286	2	3	87	4	111	39,849	10
20	885	397	307	8	2	84	1	86	46,579	15
19	631	323	183	7	4	71	1	42	34,730	15
18	720	372	193	11	1	67	8	68	39,531	13
17	986	397	335	114	4	58	1	77	38,600	14
16	830	410	252	15	3	64	18	68	36,223	8
15	1,547	671	519	98	1	120	4	134	51,888	
14	1,330	679	353	28	1	191	7	71	37,371	16
13	1,110	466	348	39	2	132	39	84	32,819	1
12	1,081	509	307	44			156	65	33,049	
11	827	317	271	48			158	33	27,893	
10	568	206	210	16			81	55	19,824	
9	679	248	279	16			102	34	11,739	
8	1,112	370	411	80			227	24	30,112	
7	14,268	2,919	11,286	17			33	13	15,241	
6	583	422	129	3			17	12	2,054	
5	815	717	67	19			6	6	2,226	
4	441	328	74	26			5	8	939	
3	53	16	32	1			0	4	171	
2	39	8	27	0			1	3	308	

* 「件数」 平成8年度以降・・・決定通知書の数
平成7年度以前・・・対象公文書の数

* 「請求件数」 決定内容等の件数の合計
平成12年度以前は文書が存在のもの又は条例対象外文書を含む
(平成13年度にも存在を含む)

* 「その他」 電磁的記録の交付枚数

3 実施機関ごとの請求及び決定状況

22年度の実施機関（担当部局）ごとの請求件数及び決定内容の状況は、表3のとおりです。

表3 平成22年度 実施機関別請求件数及び決定内容等内訳

実施機関		請求件数		決定内容等						
		21年度	22年度	開示	部分開示	非開示	存否応答拒否	不存在	不受理	取下げ
知事	総務部	56	60	23	28		2	5		2
	危機管理部	3	5	2				2		1
	健康政策部	133	176	134	32		1	1		8
	地域福祉部	62	64	26	32			1		5
	文化生活部	30	41	14	20			2		5
	産業振興推進部	13	10	3	5			2		
	商工労働部	29	27	15	9					3
	観光振興部	6	8	3	3			2		
	農業振興部	40	41	28	11			2		
	林業振興・環境部	64	90	63	7			18		2
	水産振興部	17	29	19	7					3
	土木部	288	479	355	100	1	1	5		17
	会計管理局	24	2	1						1
計	765	1,032	686	254	1	4	40		47	
議会	2	2		1			1			
教育委員会	68	91	42	26			13		10	
選挙管理委員会	21	11		7			3		1	
人事委員会	4	4	1	2			1			
監査委員	6	2		1					1	
公安委員会	3	4		2			2			
警察本部長	75	22	5	11			5		1	
労働委員会	5	1		1						
収用委員会	4	1	1							
海区漁業調整委員会	3									
内水面漁場管理委員会	3									
公営企業管理者	5	16	11	1					4	
高知工科大学										
合計	964	1,186	746	306	1	4	65		64	

4 部分開示又は非開示理由の状況

平成22年度の部分開示又は非開示決定の開示しない理由の状況は、表4のとおりです。開示しない理由として最も多いのは、住所や氏名、性別、年齢などの個人に関する情報で、全体の34.4%を占めています。

二番目に多いのは、開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護に支障を生ずるおそれのある情報（個人の印影等）であり、全体の30.4%となっています。

三番目に多いのは、法人等の事業活動情報のうち開示すると当該法人の正当な利益を害

すると認められる情報（取引先や銀行口座番号などの企業情報）であり、全体の21.9%となっています。

表4 平成22年度の部分開示又は非開示理由

実施機関		非開示理由							計
		法令秘	個人情報	事業活動情報	犯罪	生命	事務事業情報	任意	
知事	総務部		16	8		4	2		30
	危機管理部								
	健康政策部		12	13		14	1		40
	地域福祉部		19	21		12	2		54
	文化生活部		6	13		1			20
	産業振興推進部		5	3		1	3		12
	商工労働部		3	2		2	2		9
	観光振興部		1	2			2		5
	農業振興部		10			9			19
	林業振興・環境部		5	3		1	1		10
	水産振興部		4	3		2			9
	土木部		23	10		62	36		131
	会計管理局								
		計		104	78		108	49	
	議会		1			1			2
	教育委員会		13	8		9	3		33
	選挙管理委員会		5			4			9
	人事委員会		1	1					2
	監査委員								
	公安委員会		2						2
	警察本部長		11						11
	労働委員会		1	1			1		3
	収用委員会								
	海区漁業調整委員会								
	内水面漁場管理委員会								
	公営企業管理者								
	高知工科大学								
	合計		138	88		122	53		401

※1件の公文書につき複数の非開示理由があるときがありますので、決定の件数と一致するものではありません。

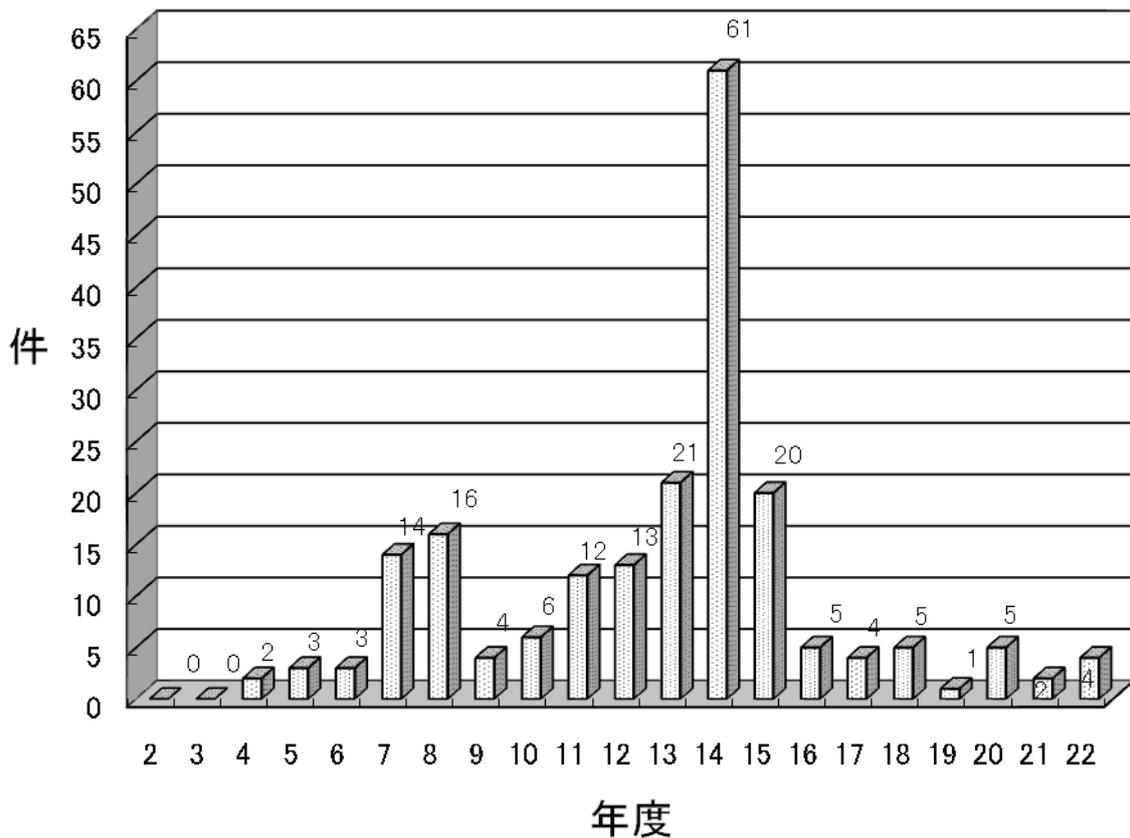
5 不服申立て（異議申立て・審査請求）の状況

平成22年度の不服申立て及び不服申立てに対する裁決又は決定件数は、表5のとおりです。

表5 不服申立て件数及び裁決又は決定件数 (平成23年3月末現在)

22年度 不服申立て 件数	21年度末 未裁決・未 決定件数	不服申立て 件数合計	裁決又は決定件数				取下げ	審査中
			認容	一部 認容	却下	棄却		
4件	2件	6件	0件	0件	0件	2件	0件	4件

不服申立て件数の推移



なお、平成22年不服申立て（異議申立て・審査請求）の状況は、次の表のとおりです。

平成22年度の不服申立て（異議申立て・審査請求）の状況

平成23年3月31日現在

番号	公文書の件名(請求の内容)	諮問実施機関 (担当課室所)	原決定				公文書開示審査会			不服申立 についての 裁決又は 決定
			請求 年月日	決定 年月日	不服申立 年月日	決定の 内容及 び理由	諮問 年月日	答申 年月日	答申の 内容	
160号	平成17年11月28日から平成18年1月26日に実施した捜査費聞き取り調査結果	監査委員	H20.12.2	H20.12.12	H21.2.4	非開示 (事務事業情報)	H21.2.6	H22.4.23	妥当である	棄却
161号	上海列車事故時の県が窓口となっていた組織(対策会議)における中国と岡村勲弁護士との間の和解書及び合意書	文化生活部 私学・大学支援課	H21.4.17	H21.4.22	H21.4.24	不存在	H21.4.30	H22.4.23	妥当である	棄却
162号	「高知県指令19 高農基第576号」に係る行政手続法第12条に規定する高知県知事の定めた処分基準	農業振興部 農業基盤課	H22.5.24	H22.6.7	H22.6.14	不存在	H22.6.18			審査中
163号	南国市〇〇建物を平成10年1月に移転した関係書類(家引き業者の住所・氏名・設計書等)	産業振興推進部 公共交通課	H22.6.21	H22.7.2	H22.7.20	不存在	H22.8.9			審査中
164号	「建設残土等に対する港湾施設使用許可申請取扱要領」の施行後、当該要領に基づく手続きをせずに県外の建設残土を宿毛湾港に陸揚げした業者から提出させた始末書等一式	土木部 港湾・海岸課	H22.11.29	H22.12.6	H22.12.13	部分開示	H22.12.17			審査中

番号	公文書の件名(請求の内容)	諮問実施機関 (担当課室所)	原決定				公文書開示審査会			不服申立 についての 裁決又は 決定
			請求 年月日	決定 年月日	不服申立 年月日	決定の 内容及 び理由	諮問 年月日	答申 年月日	答申の 内容	
165号	平成 22 年 6 月 20 日付け提出(高知県議会受付平成 22 年 6 月 25 日)の高知県議会請願書の請願文書表(受理番号、請願の趣旨、請願者の住所・氏名、紹介議員の氏名、受理年月日)	高知県議会	H22.12.17	H23.1.4	H23.1.20	不存在	H23.1.21			審査中

